

3 販売記録の作成

① 販売記録の作成

次の事項を書面に記載し、2年間保存する必要があります。
 なお、書面に代えて、電磁的記録での作成・保存することもできます。

	要指導 第1類	第2類 第3類
①品名	義務	努力義務 (※)
②数量		
③販売日時		
④販売及び情報提供等を行った薬剤師もしくは登録販売者の氏名		
⑤購入者が情報提供等の内容を理解した旨の確認の結果		
⑥購入者の連絡先	努力義務	

※第3類医薬品は、④のうち情報提供等を行った薬剤師・登録販売者の氏名及び⑤は対象外です。

4 濫用等のおそれのある医薬品

① 販売時の確認事項

- 1 若年購入者（中・高生等）の場合は、氏名及び年齢
- 2 他の薬局等における当該医薬品及び他の濫用等のおそれのある医薬品の購入の状況
- 3 多量購入の場合は、その理由
- 4 その他適正な使用を目的とする購入であることを確認するために必要な事項

② 販売数量の制限

上記①の事項を確認の上、適正な使用のために必要と認められる数量（原則として1人1包装単位）に限った販売となります。



さいたま市保健所 環境薬事課
 さいたま市中央区鈴谷7-5-12
 電話：048-840-2235

このリーフレットは、15,000部作成し、一部あたりの印刷経費は7円です。

医薬品（大衆薬 OTC）の 売り方・買い方

平成26年6月12日から
変わりました！



さいたま市 つなが竜ヌウ

平成26年6月12日から、医薬品の分類に「**要指導医薬品(※)**」が設定されるなど、**新しい販売制度に変わりました。**

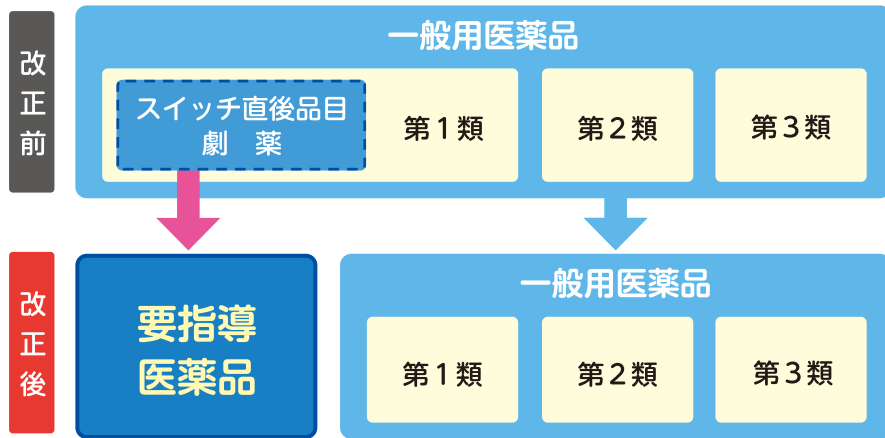
※要指導医薬品：医薬品のうち厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの

詳しくは次のページから



1 医薬品の分類と販売方法

① 医薬品の分類



② 販売方法

要指導医薬品・第1類医薬品については薬剤師が、第2類・第3類医薬品については薬剤師又は登録販売者が次の事項を実施し、販売する必要があります。

	要指導 (薬剤師)	第1類 (薬剤師)	第2類 第3類 (薬剤師・ 登録販売者)
購入者が使用者本人であるか確認し、使用者本人以外の場合は正当な理由(大規模災害等)がなければ、販売できない。	○	—	—
他の薬局・店舗からの当該要指導医薬品の購入等の状況を確認し、適正使用に必要と認められる数量を販売する。(原則、1人1包装単位)	○	—	—
情報提供の内容を理解したこと及び質問がないことを確認した後に販売する。	○	○	—
購入者から相談があった場合、情報提供を行った後に販売する。	○	○	○
販売した薬剤師又は登録販売者の氏名、薬局・店舗の名称・電話番号その他連絡先を購入者に伝える。	○	○	○

2 販売時の情報提供の方法

① 情報提供の方法

要指導医薬品・第1類医薬品(義務)、第2類医薬品(努力義務)、第3類医薬品(推奨)を販売する場合には、薬剤師等が次の事項を確認し、情報提供します。

販売者：【要指導・第1類】薬剤師
【第2類・第3類】薬剤師又は登録販売者

情報提供時の確認事項

- ① 年齢
- ② 他の薬剤・医薬品の使用状況
- ③ 性別
- ④ 症状及びその症状に関する医療機関受診の有無
診断を受けている場合にはその診断の内容
- ⑤ 現にかかっている他の疾病名
- ⑥ 妊娠の有無及び妊娠週数
- ⑦ 授乳の有無
- ⑧ 当該医薬品の購入や使用の経験
- ⑨ 調剤された薬剤・医薬品の副作用の経験やその内容
- ⑩ その他情報の提供及び指導を行うために確認するために必要な事項

要指導医薬品・第1類医薬品は、薬剤師が上記の事項を確認した後に販売することになります。
市民の皆様には、販売制度の改正について御理解いただき、御協力をお願いします。



情報提供項目

- ① 名称(品名)
- ② 有効成分の名称・分量
- ③ 用法及び用量
- ④ 効能・効果
- ⑤ 使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
- ⑥ 販売する薬剤師・登録販売者が、その適正な使用のために必要と判断する事項